

砂川市訓令第19号

令和8年4月1日

砂川市における工事発注情報、入札及び契約の過程並びに契約の内容の公表に関する要綱の一部を改正する訓令を次のように定める。

砂川市長 飯 澤 明 彦

(別 紙)

砂川市における工事発注情報、入札及び契約の過程並びに契約の内容の公表に関する要綱の一部を改正する訓令

砂川市における工事発注情報、入札及び契約の過程並びに契約の内容の公表に関する要綱（平成13年訓令第9号）の一部を次のように改正する。

第3項第1号中「130万円」を「200万円」に、「50万円」を「100万円」に改め、同項第2号中「130万円」を「200万円」に、「50万円」を「100万円」に改める。

第6項を削る。

第7項中「公表の場所において閲覧に供するものとする」を「砂川市のホームページに掲載する方法により公表を行うものとする」に改め、同項を第6項とし、第8項を第7項とする。

附 則

この訓令は、令和8年4月1日から施行する。